

## 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和3年9月10日（金）

### 会議出席者

#### <出席委員>

坂本会長、石井委員、伊東委員、岩田委員、工藤委員、後藤委員、小林委員、佐藤委員、高木委員、田中委員、別宮委員、湯本委員

#### <事業者>

東京電力パワーグリッド株式会社

工務部 送変電建設センター 広域工事グループマネージャー 大内氏  
広域工事グループチームリーダー 五十嵐氏  
広域工事グループ 片平氏

ユーロフィン日本環境株式会社

自然環境コンサルティング事業部 自然環境グループマネージャー 中野氏  
自然環境グループ 北川氏  
環境調査グループ 浅田氏

#### <事務局>

渡辺大気水質保全課長、今井総括課長補佐、安部課長補佐、渡邊主査、大森技師

### 次第

- 1 開会
- 2 議事  
議題 「東清水線新設工事事業」に係る環境影響評価準備書について
- 3 その他
- 4 閉会

### 資料

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 知事意見素案

事業者説明資料

## 1 開会

(司会 今井総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。委員の皆様には、御多忙中のところ御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。私は本日の進行を務めます、山梨県大気水質保全課総括課長補佐今井でございます。

はじめに、渡辺 大気水質保全課長から、御挨拶を申し上げます。

(事務局 渡辺課長)

本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の議題は、南部町内における送電線の新設事業である「東清水線新設工事事業の準備書について」でございます。これまで、熱心、慎重な御審議をいただきまして、議論を進めて参りました。今回は、事業者から追加の説明を受けた後、これまでの審議会での御意見等を踏まえまして、事務局で知事意見素案を作成いたしましたので、その御審議をお願いいたします。委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議いただきますようお願いいたします。本日はよろしくをお願いいたします。

(司会 今井総括課長補佐)

誠に申し訳ございませんが、渡辺課長は公務のため、ここで退席をさせていただきますので、御承知おきをお願いいたします。

続きまして、審議会の開催要件の可否について御報告いたします。本日の出席状況については、15名の委員のうち、会場に4名、ウェブ会議システムで8名の計12名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第四十七条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。次第・席次表、委員名簿、資料1、その他、事業者説明資料がございます。資料に不足がある場合には、事務局までお申し出ください。配布資料はよろしいでしょうか。

次に傍聴人の皆様への留意事項につきまして御説明いたします。傍聴人の皆様は、受付時に配布した傍聴券に記載の「傍聴の心得」を御覧いただき、心得に沿って傍聴いただきますようお願いいたします。なお、審議会の記録のために、審議の途中で、写真を撮影する場合がございます。

また、大変恐縮ではございますが、議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただきます。誠に恐縮ですが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声でお願いします。また、御発言の都度お名前を仰っていただくようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場にいらっしゃる委員の皆様には、マスク着用のまま、マイクでの発言をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例第四十七条第10項により、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは、坂本会長、よろしくをお願いいたします。

## 2 議事

### 議題 「東清水線新設工事事業」に係る環境影響評価準備書について

(坂本会長)

それでは、議事を進行させていただきます。案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するというごをお願いします。「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行います。非公開審議の際には、報道関係者及び傍聴人の本会場から退出いただきます。以上、御協力をお願いします。

本日の議題は、東清水線新設工事事業に係る準備書に関するもので、事業者から追加の回答について説明いただいた後、質疑応答と意見交換を行います。なお、希少動植物に係る部分については、後ほどまとめて非公開で審議を行います。その後、事務局が作成した知事意見素案を説明した後、意見交換を行います。審議時間は2時間ほどを予定しております。よろしくごをお願いします。

事業者説明資料について補足ですが、これまでの審議の中で資料7まで作成いただいております、今回は資料8からとなります。

本日、会場には、石井委員、小林委員、湯本委員に来ていただいております。

では、事業者から御説明をお願いします。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 大内氏)

東京電力パワーグリッド株式会社の大内と申します。本日は、前回の第2回技術審議会での質問を踏まえまして、事業者の回答をさせていただきます。資料につきましては、準備書に関わる意見整理表、公開用と非公開用があります。添付資料は、公開用が資料8から12及び14、非公開用は、資料13及び15から17でございます。簡潔に、御説明させていただきますので、よろしくごをお願いします。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 五十嵐氏)

説明は、東京電力パワーグリッド広域工事グループの五十嵐から説明させていただきます。それでは、東清水線新設工事事業、環境影響評価準備書技術審議会の公開部分でいただいた意見に対する事業者回答について御説明いたします。

事業者説明資料1を御参照ください。意見整理表の事業者回答欄の黒字部分は、第1回、第2回審議会での回答内容となっております。赤字部分が今回審議会での回答内容となっております。また、1ページ、2ページは、今回審議会では回答内容がございませんので、説明は割愛させていただきます。3ページの意見No. 43からの説明となります。

それでは、意見No. 43、区分は景観となります。鉄塔No. 38の立地検討についての御意見です。現地調査の結果や他の設置案についての回答となります。まず、鉄塔No. 38の現地調査結果は、事業者説明資料8で御説明いたします。鉄塔No. 38の立地可否の現地調査結果について御説明いたします。1ページ目は、鉄塔No. 38周辺の地質平面図となります。平面図中央が鉄塔No. 38の

位置となり、鉄塔から北西側と南側の水色の部分は、地滑り移動体が確認されております。また、北東側は、急崖傾斜及び滑落崖となっており、鉄塔No. 38は、緩斜地で、地滑り移動体を避けた鉄塔位置を選定しております。

次のページをお願いします。2ページ目は、傾斜地を着色した赤色立体図となります。鉄塔位置付近の傾斜角及び現地状況写真の撮影位置を示しております。撮影位置は、Pの番号で記載しております。鉄塔No. 38が緩斜地形にあることが分かります。

次のページをお願いします。3ページ目は、最急勾配断面図となります。鉄塔より北東方向と二次方向の断面及びボーリング調査の内容を図示しております。

次のページをお願いします。以降、4ページから7ページは、地表の踏査状況の写真に掲載しております。写真上部のPの数字は、2ページに記載した位置となっております。写真下段に周辺の確認状況を、P-1からP-28までの写真とともに掲載しております。以上、鉄塔No. 38の立地可否の現地調査資料となります。

意見整理表にお戻りください。次に、他の鉄塔位置案として、尾根頂部を避けた鉄塔位置の検討について御説明いたします。

事業者説明資料9を御参照ください。鉄塔No. 38の尾根頂部を避けたルート検討について御説明いたします。まず、左側の平面図で、鉄塔No. 38周辺の地形状況と検討ルートを記載しております。黄色は当初ルート、黒色が現行ルート、青色が検討ルートを示しております。検討内容としまして鉄塔位置の選定ですが、尾根頂部の鉄塔No. 38を中腹に配置するルートは、尾根の東側が急崖斜面、西側は緩傾斜となっているものの、地滑り移動体が確認されており、それらの中腹で跨いで鉄塔立地は困難である。現行ルートの尾根頂上を外したルートといたしまして、現行ルートの鉄塔No. 38より北側で立地が可能と考えられる位置No. 38-2となります。また、南側は、地滑り移動体を外した緩斜面の位置が、鉄塔No. 38-1となります。

検討ルートにて周辺の眺望地点からの見え方について比較検討を行いました。上段に、平面図で眺望地点の位置関係を示しております。地元民宿（先祖）からの情報は、鉄塔が視認できないため、見え方の比較検討から除いております。事業者説明資料10、検討ルート比較モニタージュ写真を御参照ください。

1、2ページで森のオアシスからの見え方、3、4ページで八幡神社からの見え方を示しております。上段が現況写真となっておりまして、下段がモニタージュ写真となっております。

1ページは、現行ルートとしまして、鉄塔No. 38が視認されております。

次のページをお願いします。2ページで検討ルートのモニタージュ写真を示しております。下段の検討ルートでは鉄塔No. 38-1の見え方が小さくなるものの、鉄塔No. 38-2が現行ルートの鉄塔No. 38より大きく視認されます。なお、鉄塔No. 38-2が、現況写真の上部に収まらなかったことから、一部写真を加工して作成しております。

次のページをお願いします。3ページは、八幡神社からの現行ルートのモニタージュ写真になります。上段が現況写真、下段にモニタージュ写真を掲載しております。下段の写真中央部に鉄塔No. 38が視認されております。

次のページをお願いいたします。4ページは、検討ルートのモニタージュ写真です。鉄塔No. 38-1と鉄塔No. 38-2が視認されます。予測結果といたし

ましては、検討ルートでは、眺望地点の森のオアシス、八幡神社より、鉄塔が2基とも、やや大きく視認され、現行ルートと比較すると、景観への影響が大きくなります。また、鉄塔が増加することにより、改変面積、伐採が大きくなるため、現行ルートのほうが、環境変化に与える影響は小さいと考えられます。

次の意見になります。意見No. 44です。区分は景観です。中部横断自動車道からの見え方についての御意見です。事業者回答といたしまして、御意見のとおり、中部横断自動車道からの見え方について主要な眺望地点として再評価いたしました。

事業者説明資料11を御参照ください。中部横断自動車道からの見え方について、主要な眺望地点に追加し、再評価いたしました。下段がモニタージュ写真となります。予測結果としまして、中部横断自動車道から鉄塔No. 36、鉄塔No. 37が、垂直視角が5から9度程度でやや大きく見え、景観への配慮が必要と予測されました。環境保全措置といたしまして、鉄塔No. 36、鉄塔No. 37につきましては、背景が空となる部分が大半を占めることから、N7垂鉛メッキ（低光沢処理）または塗装の鉄塔を採用し、保全対策を実施することで景観影響への低減を図ります。また、他の主要な眺望地点からの見え方についても、眺望地点から対象事業までの距離、垂直視角を反映して、評価書で再評価いたします。

事業者説明資料12を御参照ください。1ページ目の表1に送電用鉄塔の垂直視角と見え方についてお示ししております。次ページをお願いします。2ページでは、主要な眺望地点から対象事業までの距離、垂直視角と評価方法を示しております。上段に検討フロー、中段が中部横断自動車道、下段が主要な眺望地点からの対象事業までの距離と垂直視角の算出と、可視、不可視の検討を行っております。これらを実況写真に追記して再評価を行います。

意見整理表へ戻ってください。意見No. 56、区分は生態系です。ルートゾーン比較にあたっての評価についての御意見です。事業者回答といたしましては、事業者資料14、各ルートゾーンの回避、最小化の状況を御参照ください。評価書では、この表を追記、記載いたします。回避されていない環境影響が多いことから、Bルートゾーンを選定せず、Aルートゾーンを選定いたしました。なお、上段の表1.3.3-4の(1)に赤字で示した部分につきましては、評価書で修正させていただきます。送電線ルートが上空を通過することから、すべて回避されているため、修正させていただきます。

続きまして、意見No. 県庁1になります。土砂運搬についての御意見です。事業者回答としましては、概略設計段階での土砂運搬量は、2400立方メートルとなりまして、3000立方メートル未満となっておりますが、詳細数量を算定後に、運搬計画を踏まえて、峡南地域県民センターと協議を行います。

意見No. 県庁2になります。希少野生動物の保護についての御意見です。確認された希少両生類は、山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例に指定されている種のため、自然共生推進課と協議を行い、捕獲の許可を受けた上で、環境保全措置を実施します。なお、絶滅の恐れがある野生動植物の種の保存に関する法律に指定されている種はございません。

次に、意見No. 県庁3です。景観保全措置についての御意見です。①としまして、鉄塔の明度及び外観の比較を行った結果、最小化される明度7を採用いたしました。評価書では、比較検討を整理した表を追記記載いたします。②としまして、その他の鉄塔では、鉄塔No. 33及び鉄塔No. 37がわずかに視認されます。

鉄塔No. 33につきましては、2.4キロメートル離れており、夏季には樹木に隠れて視認できないため、環境保全措置の対象とはしませんが、鉄塔No. 36、37につきましては、高速道路からの視認性も考慮し、環境保全措置の対象として加えます。以上、公開部分の御説明です。

(坂本会長)

ありがとうございました。事業者のほうから公開部分について、事業者説明資料1の意見整理表に基づいて説明していただきました。事業者説明資料1の赤字の部分が新しい回答です。

それでは、審議を始めたいと思いますが、まず会場の委員のほうから御質問いただいて、そのあとウェブ参加の委員のほうにお聞きしたいと思います。ウェブ参加の方は、ミュートのまましばらくお待ちください。それではまず会場の石井委員、お願いします。

(石井委員)

はい、石井です。御説明ありがとうございました。個別の局所的な説明は意味が分かるのですが、前から言っている「実行可能な」というのを、どのように考えているのかという話と関連するのですが、どのような検討して、ここに行き着いたのかというのが未だにはっきりと分からないです。本当に最善を尽くしたのかどうかというのが説明されていないと思います。

例えば、森のオアシスからの眺望で考えるとすると、例えばですが、鉄塔を2本にしたかどうかというのも、例としてお願いして検討してもらっているので、他の案がないと言っている訳ではなくて、例えば、森のオアシスから見たときに、現状は問題があるが、では、問題がない大きさに見える範囲というのは、どこに建てれば良いのかという検討があると思います。その次に、見えない範囲の中で、建てられる場所がどこなのか、地質とか、そういう意味で建てられる場所はどこなのか。次に、例えば、鉄塔の最大距離がこれぐらいなので、技術的にできる、できないという検討があると思うのです。何かそういう説明がないので、これが本当に最善を尽くした結果なのかということところがまだ納得できないというのが正直なところです。

私が1人で追求しているように思われているかもしれませんが、環境省の環境アセスメント制度のあらましというパンフレットでベスト追求型の環境アセスメントということが書かれています。御存じないかもしれないので読むと、「環境影響評価法では、事業者が目標設定し、この目標を満たすかどうかの観点からの目標クリア型環境アセスメントではなく、複数案の比較検討や実行可能なよりよい対策をとっているかどうかの検討などにより環境影響をできる限り回避、低減するといった観点からのベスト追求型環境アセスメントを行うこととしています」ということが書いてありますので、是非参考にさせていただきたい。

それから、高速道路からの視点も絵を書いていただいて、これ見たら影響がかなりあるという絵になっています。環境保全措置として鉄塔の色を検討するのであれば、少なくとも何種類か着色したフォトモンタージュも見せてもらわないと、どれが良いというお話にもならない。こちらの言っている意図が通じていないのかと感じましたので、知事意見に反映されるのかと思います。よろしくお願いします。

(坂本会長)

石井委員に確認ですが、まず、景観的に場所を絞って、それから具体的に調べていくという順番でやったほうが良いということですか。

(石井委員)

様々な観点から、どこに通すのが良いのかという、いくつかの候補が出てきて、その中で、他の条件を考えると、ここにしか通せないというストーリーができていれば良いという意味です。

(坂本会長)

前段はつきりしてもらえばいいのかな。

(石井委員)

そのとおりです。

(坂本会長)

どういう過程で、この鉄塔位置になったのかということ、石井委員の考え方で、それは事業者の考え方と違うかもしれませんが、ただ、その過程をはつきりしてくださいということです。

(石井委員)

それは、同じことが高速道路のほうにも言えてくると思います。色だけでいいのかどうか。

(坂本会長)

では、事業者の方から説明をお願いいたします。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 大内氏)

東京電力の大内でございます。まず、鉄塔No. 38の森のオアシスの眺望というところで、事業者としてはまず、その立地場所、建てられる場所がどこにあるのかというところからスタートしていきまして、当然建てられない場所に鉄塔を持って行って、現状、モニタージュを作るということはしてないというところでございます。今回、その鉄塔が建てられる場所、いわゆる、最初に、黄色で当初案ということで、机上検討した中で、地滑り地帯に鉄塔が入ってくるということで、ここは当然避けるべきだろうということで、次に、現状の踏査をした中で、建てられる場所を現地調査して得られたのが、鉄塔No. 38の位置になります。可能な限りというところで他の検討ルート、鉄塔No. 38-1を設けまして、ここが直線で対崖の鉄塔まで、非常に距離があるということと傾斜がある又は樹木があるということで、中間にNo. 38-2を建てなければならないという状況がありまして、代替のルートというところで今回検討をさせてもらったというところでございます。ですので、あくまでも建てられないところに建てた形の景観は検討していないというのが実態でございます。

(坂本会長)

建てられる場所で考えました。それから、この会議で景観の意見が出たので、別の場所を考えてみました。石井委員、いかがですか。

(石井委員)

石井です。建てられない場所に建てて検討してくださいとは一言も言っていない。技術的にどういうことが可能で、どういう検討した結果なのか、最初に、自分たちの都合の良いところに置いて、移動するのが難しいというようにしか、今聞こえていないので、より遡ったところから検討したのですかという意味合いです。もしそういうところからやっても、ここに行き着くのであれば、その途中のところをしっかりと示してくださいということです。

(坂本会長)

事業者の方、いかがですか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 大内氏)

まず、建てられる位置というものがどういう範囲があるのか、その中でベストな位置がここですよという検討を再度させていただくということでしょうか。

(坂本会長)

景観の位置の話が出てきたときに改めて建てられる場所、その点を考慮して検討するよということでしょうか。石井委員、その他、追加はありますか。知事意見が出るとお思いますので、それで確認するという事です。

他の委員、いかがでしょうか。それでは、ウェブ参加のほうに、意見がある方は挙手してください。今日の事業説明資料の最後の3つというのは県庁の中でできた意見なのでそれについても意見があれば、言っていただいて結構かと思えます。交通政策課、自然共生推進課と景観づくり推進室というところから意見が出てきています。皆さん、いかがですか。

(湯本委員)

湯本です。自然共生推進課からの意見は、おそらく工事の時に出てきたものに対して、捕獲許可がないと触れないということになってしまうので最初から捕獲許可を取っておいて、それを捕獲した場合に移動する、そのための手続きです。

(坂本会長)

ウェブ参加の方、いかがでしょうか。

(田中委員)

田中ですが、先ほど、石井委員から話があった複数案を比較検討するという事について、そもそも、アセス制度というのは本来、複数案評価をするものであって、ある一つのルートについて議論するとなると、もうそこではどのようなことをしても焼け石に水で少し遅すぎる。色々な本質的な対策というのは、やはり最初の複数案評価の時に議論すべきです。これは動植物関係や景観の先生方の指摘を見れば、



どれもそういうことなのです。これを今の時点で事業者に言ったら、やはり無理で法アセス、条例アセスにしても理念としてはそういうことを謳っていますけれども、では、何をどうすればいいのかというのはしっかり指針として示されていないのです。

ですから、今、申し上げているのは山梨県さんに言っているような意見になりますが、前々から僕は繰り返し申し上げていますが、その回避、最小化、代償の複数案評価のやり方、考え方を県の技術指針として、しっかりまとめて提示した上で、御説明した上で、事業者にやってもらうということが必要ではないかと思います。そうでなければと、準備書案が出てきた段階で議論しても、後の祭りになってしまうのです。

今回のようにA案、B案がそれなりに明示的に書いてあるアセスの報告書は、まだ日本の中では少ない訳で、これを明示したというのは少し前進しているとも言える訳です。ただ、今までの先生方の御指摘のように、どうしてそういう経緯になったのか説明がまだ不十分です。

だから、それをどういうタイミングで、どのようにやればいいのかを示すということを県の条例や、ガイドラインでやられたらいいのではないのでしょうかという外れた話かもしれませんが私からの意見です。

(坂本会長)

はい。ありがとうございました。事務局に御質問です。国のアセスでは配慮書手続で複数案の検討がありますが、県では複数案の検討ということを、こういう指導しているなど、御説明いただきたいと思います。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊です。御意見ありがとうございます。県の条例では回避、最小化、代償の順序について、その順で検討してアセスメントを行ってくださいということをも明記してあることと、複数案の検討というのはもう基本的なことです。そのことは事務局に相談があった時点で、どのように検討されてきたのか、しっかりと書いてくださいという話はさせていただいております。方法書の段階で、概ねの位置が決まってくるので、その段階で、なぜそこに決まったのか、環境の観点からどういう検討してきたのかということは記載を求めるように、事務局では指導しております。

(坂本会長)

はい。ありがとうございました。指導で対応しているという話だと思いますが、担当者が変われば、対応が変わってきってしまう可能性もありますので、その内容が引き継がれるように文書化しておいたほうが良いと感じます。それが技術指針の中に含まれれば、より良いと思います。

国の制度との関係でやりにくいかもしれませんが、条例で対象も違いますし、好きなことやろうと思えばできると思います。また、別の機会でも検討いただきたいと思います。田中先生、よろしいですか。

他の委員の方、いかがでしょうか。後藤委員、お願いします。

(後藤委員)

公開資料の事業者説明資料9ですが、資料9に地滑り移動体、緑色の線があります。緑色の枠で赤色立体図の地滑り地形が見えにくくなっています。ここは、何か加工されているようなので中が見えるようにしたほうがいいかなと思います。資料8も加工されているような感じがしますので、オリジナルの地形が見えるように周りだけを囲ったほうが良いと思います。また、ここは地滑り、かなり明瞭な地滑り地形が、小さい崩壊も含めてたくさん見えますので、これは、しっかりとこの崩壊予備軍も含めて避けたほうが良いと思います。以上です。

(坂本会長)

ありがとうございます。資料は事業者が何らかの形で公開するかと思いますので、図をより見えやすくしてはどうかということ参考に、それから、先ほどの景観の写真も鉄塔が見づらいので、すっきり見える写真としたほうが良いと思います。これは意見です。

それでは、公開部分については以上でよろしいでしょうか。よろしければ、希少種の審議に移ります。冒頭にお伝えしたように、非公開で行いますので、報道関係者及び傍聴人の皆様には、退室いただくよう御協力をお願いいたします。

〈報道関係者及び傍聴人退室〉

**【非公開審議開始】**

**【非公開審議終了】**

〈報道関係者及び傍聴人入室〉

(坂本会長)

傍聴人、報道関係者の方、お待たせしてすみませんでした。非公開部分では動植物についての御説明があつて質疑応答をいたしました。それではまたここから公開になります。全体として委員の皆さん意見いかがでしょうか。よろしいですか。では、事業者の説明についての質疑応答は終了とさせていただきます。

事業者の皆様には、御質問に御回答いただきありがとうございます。事業者の皆様は、ここで退席されても結構です。また、傍聴したい場合は、その場にお残りいただいても結構ですが、御発言はできかねますので、御了承願います。

審議会として本題になるかと思いますが、知事意見についての議論を始めたいと思います。それでまずは事務局のほうから御説明をお願いします。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊でございます。それでは事務局から、知事意見素案について説明させていただきます。資料1、知事意見素案を御覧ください。この素案は、事務局でこれまでの技術審議会の議論を踏まえて作成いたしました。なお、準備書に対する住民等の意見、事業者が収集した住民等の意見、それから関係地域である南部町からの意見というのは特にありませんでしたので御報告させていただきます。

それでは、知事意見素案のほうを説明させていただきます。意見は全部で14個

あります。この表の見方ですけれども左側に知事意見の素案。右側には、委員の主な意見として、これまでの意見整理表の中から抜粋したものを記載してあります。主な意見の欄の最後に記載している意見No. は、先ほど事業者に説明いただいた意見整理表の一番左欄の番号に対応しておりますので確認する場合には参考にしてください。それでは順番に説明させていただきます。

まず一つ目が、事業計画に関する項目です。事業計画の決定経緯の明示ルートゾーンの選定、鉄塔位置や形状、仮設道路や残土置き場などの位置を決定するにあたり、当該地域の環境をどのように考慮したのかを示すとともに、ルートゾーン選定にあたっては、回避した環境影響、最小化した環境影響、残った環境影響を整理して示すこと。こちらの意見ですけれども、委員の主な意見としては事業実施方法を決定した経緯について明らかにすること、また複数案をどのように設定して比較評価したのか。こういった意見を踏まえて作成いたしました。

続きまして、植物に関する意見が4つでございます。2番、希少植物移植先の選定方法です。希少植物の移植先は、生息地周辺の植生調査により生息環境を把握した上で選定すること。また、専門家の意見を聞きながら移植を行い、分散移植も検討すること。こちらの意見については、移植対象植物について、自生地周辺の植生調査を実施しなければ、移植先の具体的な検討は困難である。また、移植する場合には専門家の意見を聞く必要があるといった意見を踏まえて作成いたしました。

続きまして、3番、移植後の事後調査方法についての意見です。移植した希少種の事後調査は、希少種周辺の植生についても調査すること。また、生息に適さないような植生変化が認められた場合は、環境保全措置を検討すること。こちらの意見は、移植した希少種の事後調査のみではなく、周辺の植生についても確認する必要があるといった意見を踏まえて作成いたしました。

続きまして、4番、緑化の具体的な方法の明示です。緑化の具体的な場所や方法等を示すこと。また、植栽種は、遺伝的攪乱の防止や、植生の早期回復、自然遷移の順調な進行の観点から検討すること。こちらについては、緑化の具体的な場所、面積及び周辺の現況植生について明らかにすること、遺伝的攪乱防止の観点から、地域性苗木を使用や表土を再利用といった意見を踏まえて作成いたしました。

続きまして、5番、緑化に係る事後調査の実施です。緑化の状況や植栽種の周辺への侵略の有無について、事後調査を実施すること。また、その結果を踏まえて適切な植生が維持されるようにすること。緑化の状況、周辺植生への影響の有無について、事後モニタリングを行うことといった意見を踏まえて作成いたしました。

2ページを御覧ください。猛禽類についての意見でございます。6番、希少猛禽類に対する環境保全措置の再検討です。環境保全措置について、周辺に生息する猛禽類の生息状況を把握した上で、専門家の意見を聴取して再度検討すること。その際、事業実施区域周辺における中部横断自動車道事業や別の送電線路建設事業調査データや環境保全措置について、可能な限り情報収集し、活用すること。こちらの意見は、周辺に生息する希少猛禽類について、回避の検討が行われたのか。また、検討には、専門家の意見を聴取する必要がある。周辺の生息状況を確認する必要があるという意見を踏まえて作成いたしました。また、方法書の知事意見でもお伝えしている意見ですが、周辺でいくつかの事業が行われていますので、そちらからの調査データを可能な限り情報収集して活用することを求める意見となっております。

続きまして、希少両生類に関する意見でございます。7番、希少両生類の移動先

の選定方法です。希少両生類の移動先は、生息場所の環境を十分確認した上で、専門家の意見を聞きながら選定すること。また、個体移動後は生息状況の事後調査を実施すること。こちらの意見は、移動先選定のため、多くの要素を確認し、生息場所と一致した場所を選定すること、個体移動後の事後調査は必要といった意見を踏まえて作成いたしました。

続きまして、8番、希少両生類の工事前生息調査等の実施です。希少両生類の生息環境は不明な点が多いことから、改変面積を可能な限り小さくするとともに、工事前の生息調査は、改変するすべての場所について行うなど、常に生息している可能性を考慮した上で工事を実施すること。こちらの意見は、生息地は不明な点が多いため、常に生息の可能性を考慮して工事を行うことといった意見を踏まえて作成いたしました。

続きまして、9番、希少両生類の産卵に対する環境保全措置の実施です。希少両生類の産卵時期は春、また産卵場所は湧水や伏流水と推定されるので、特にこれらの時期や場所を避けて工事を実施すること。同様な意見が審議会でありましたので、その意見を踏まえて作成いたしました。

続きまして、希少水生生物に関する意見でございます。10番、希少水生生物に対する具体的な環境保全措置の検討です。計画地周辺で確認された魚類2種、底生生物3種の希少種について、具体的な環境保全措置を検討すること。こちらの意見は、一般的な対策だけでなく、調査結果を踏まえた具体的な環境保全措置を説明することといった意見を踏まえて作成いたしました。

続きまして、生態系に関する意見です。11番、生態系の環境保全措置の検討方法です。生態系を代表する種（指標種）の生息・生育に重要な環境要素を示し、それらの環境保全措置を検討すること。こちらの意見は、準備書では指標種の保全措置の記載のみだけであるので、その指標種を維持するために必要な環境（森林面積や川と森の連続性）を保全することが生態系の保全であるため、こういった観点から、再度補選措置を検討することといった意見を踏まえて作成いたしました。

続きまして、景観に関する意見です。13番、高速道路からの環境影響評価の実施です。中部横断自動車道の走行車両からの、送電線の見え方を示し、環境影響評価を実施すること。こちらの意見は、高速道路からどのように見えるのかを示して、見解を示すことといった意見を踏まえて作成いたしました。

続きまして、その他、13、14番を意見しておりますが、こちら一般的な項目となりますが、13番、専門家意見の取り扱いです。環境影響評価にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言等の内容、検討の経緯及び結果などを評価書に記載すること。14番、審議会に提示した資料等の取り扱いです。事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、評価書に記載すること。

以上、14項目です。よろしく願いいたします。

(坂本会長)

ありがとうございました。知事意見の素案として、この審議会でも検討して、検討結果を庁内にかけて最終通知を出すということになります。

欠席委員については事務局で確認をお願いいたします。

(事務局 渡邊主査)

今回は、知事意見素案について事前に意見照会をさせていただいております。その結果、欠席の委員は、特に意見はありませんでしたので報告させていただきます。

(坂本会長)

知事意見素案については、内容と表現の両方について意見をいただいて結構です。では、まず、会場のほうから意見をいただきます。いかがでしょうか。石井委員、お願いします。

(石井委員)

まず、12番の景観の意見はこれで良いと思います。あと、1番に私の意見が反映されていると思いますが、「当該地域の環境をどのように考慮したのか」の後に、何をどのように考えたのかをいうことをもう少しはっきり示してもらいたい。その辺の表現を付け足してほしいです。

(坂本会長)

付け足す内容は検討がありますか。

(石井委員)

検討してみます。

(坂本会長)

では、小林委員、いかがですか。

(小林委員)

4番ですが、緑化の具体的な場所や方法等を示すことということで、評価書に示されると読み取っていかどうかということで、事業者説明資料1の意見No. 39から40で、「詳細は測量実施後、評価書にて提示します」ということになっているので、具体が評価書で出てくるということでもいいかどうか、ここが少しはつきりしないので分からない部分です。

それから、地権者の了解を得られない場合は、この限りではないと意見No. 40にそういう文言があって、ここがちょっと分からない。この緑化ということについて、少し不明な状況があるので、ここについて「緑化の具体的な場所や方法等を示すこと」というこの「等」を、知事意見とすれば「等」で良いのかもしれないが、何か具体を少し書き添えたほうが委員の主な意見というこの欄があるかどうか分からないのですが、気がするということというのが1点です。

例えば、地権者の合意が得られないと、例えば、伐採とか何か事業した跡地が植栽されずに、緑化されずに、裸地として放置される部分があるのかなのか、あるいはその方法というのが植栽樹種だけで、断面図とか土壌とか法面であるとかこういう盛土を行ったところであるとか、切り土を行ったところであるとか、どういう土壌であるとか、そういうような検討がなく、植栽されてしまうのかどうか、緑化の部分が非常に不明確なので、そういうことを含めて緑化の具体的な場所や方法を示すことというように、例えば、緑化を行うとしてもただ、山桜があるから山桜植

えましたというだけでは、生態系保全に繋がらないわけです。そこを、例えば、切り土をしたところにまた盛土して植えましたといっても、それでは全然土壌が植物の生育に不向きなわけで、その土壌をどうするかとか、一度切って盛土してしまえば、土壌としての能力を失ってしまいますから、その中の水の流れであるとか、通気の状態とか、どういうふうにして植栽するのかということも含めて、事業者のほうで明らかにするようなことをお願いしたほうがいいのではないかとというのが1点です。

それから5番に関わってですが、今のようなことも含めて、緑化の状況や植栽種の周辺の侵略の有無について事後調査を実施して行って、モニタリングを行っていくわけですが、影響があれば追加の植栽を行うという意見を基に、適切な植生が維持されるというようになっていると思うのですが、先ほども申し上げたように事業において自然の植生の状態が変わったところの後、例えば、緑化が必要だというのは人工的なことを行っているわけですが、その後のモニタリングというのは非常に重要で人工的な植栽を行ったわけですから、適切な植生が維持されているという表現で良いかどうかということをし少し悩んでいて、生態系との関連ということで、大きくなってしまいが、事業が生態系に与える影響を最小限にするというような、少し大きめの表現にしたほうがいいのではないかと。緑化したところが維持されていればいいということではなくて、それが周辺に与える影響であるとか。ここは杉・檜植林という、植生図上で見ると、そういうところなのですが、非常に微地形の中で、希少な種類が非常に生育しているところなのですね。だから、そういう細かい配慮が必要な地域だと思うのです。ですから、そういうことを踏まえた上で、ここの表現を少し改善したほうが良いのではないかと考えています。少しまとまりませんが、以上です。

(坂本会長)

緑化の方法についてより具体的に書いたほうが良いということです。知事意見の回答は評価書となりますので、緑化について、評価書前に県と相談してほしいとか、記載の内容について、具体的に、こう書いたら良いというようなことはありますか。

(小林委員)

検討します。

(事務局 渡邊主査)

小林先生の4番の知事意見に対する意見として、事業者が緑化方法等について、どのように考えて、決定したのかをしっかりと記載してほしいと認識いたしましたが、そのような考えでよろしいでしょうか。

(小林委員)

アセスが行われて準備書で、この検討をして評価書です。その段階で地権者との話がついてなくて、どこが緑化されるのか、緑化方法が決定していないということでは少し不明確です。このことについて、必ず評価書に盛り込んでほしいということです。評価書に盛り込まれなければ、それが適切かどうか判断できません。

だから、緑化の具体的な場所や方法等を示すことという一文では少し読み取れな

い気がします。単に、場所はどこ、植える樹種はこれということでは不十分です。更に、詳細な情報まで要求したほうが良いと思います。

(坂本会長)

場所や方法の説明の前に、どのような経過で決定したのかを含めた文章にしたほうが良いということですか。

(事務局 渡邊主査)

ちなみに、どのような項目を想定されているか、例示があれば教えていただけると幸いです。

(小林委員)

例えば、土地が地権者の同意を得られずに裸地になるのか、植栽・緑化するという場合に、具体的に法面を緑化するのか、あるいは平らな平地を緑化するのでは行きます。それから、一旦、切り土された土地に、また盛土して、そこを緑化するのか。そういう状況によっても、緑化するという方法が変わってくる。一旦、切り土すると、そこにあった土壌は覆われて、土壌の働きを失うわけです。そこに、盛土して植栽しても、植物はうまく生育しないと思います。そのようなことまで、確認する必要はあると思います。

(坂本会長)

少し難しいですが、文章を作成してもらって、確認してもらおうということにしましょう。

では、湯本委員、よろしいですか。ないということで、続いて、ウェブ参加の方、お聞きします。では、佐藤委員、何かありますか。

(佐藤委員)

事業計画と猛禽類に関わるところで、概ね良いかと思います。

(坂本会長)

分かりました。次、工藤委員、いかがですか。

(工藤委員)

基本的には結構だと思いますが、どうしてそのような評価になったのかを具体的に、どういう調査結果があって、どういう意見があって、その結果こうなりましたという書き方を全体にわたって、もう一度、強調されたほうが良いと思います。

(坂本会長)

もう少し詳しく書いてもらえるように、強調したほうが良いということです。では、岩田委員、いかがですか。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。知事意見 1 1 番について意見をさせていただきます。冒頭

で「生態系を代表する種の生息・生育に」となっているが、指標種に特化してしまうがあまりに、最終的な予測や環境保全のための措置が、指標種や希少種だけの対応に陥ってしまっているところが問題で、他の項目にも当てはまるが、アセス全体が希少種に特化し過ぎていると思います。希少種でなければ気にしなくてもいいような形になっているところが問題で、例えばこの地域は、なぜか水生生物の多様性は非常に高く、その多様性の高さそのものが価値のあるもので、希少種の有無に関わらず、保全すべき重要なエリアであると思う。

それが、アセスの方法では上位性、典型性、特殊性からターゲットが指標種になってしまっているのも、いつの間にかクマタカを守れば良いとか、希少両生類を守れば良いという対策に方法論がすり替わっているというような弱点が、アセスの中にあるのではないかと思う。

その誤解を解くためには、生態系を代表する種も重要だが、「種を含め」というか、多様な生物群集を維持するために必要な生息環境をしっかりと考察して、例えば河川や森林であれば、当然それらの研究事例は多くあるので、多様な生物群集全体を守るような方策というようなニュアンスの文言にさせていただくのが良いのではないかと思います。

(坂本会長)

事務局はよろしいですか。

(事務局 渡邊主査)

検討いたします。

(坂本会長)

次、伊東委員お願いします。

(伊東委員)

私は、知事意見1番に関連する意見となります。ルート選定について、本日も佐藤委員からも話があったように、どのようにBルートを設定したのか少し分かりません。知事意見とは離れますが、まず、条例で配慮書手続が導入されていない。それに関連して、技術指針のほうも確認しましたが、上位段階での立地選定ですとか、ルート選定にあたっての複数案の検討について、配慮書手続が無いので、やはり技術指針でも特に書かれていないです。そうすると、かなり上位段階でマクロの視点からの環境影響の大きいルートはどこか、削除すべきルートはどこかという、大きなマクロでの検討をしなければいけないというところが、ルート選定に関しても、良くない事例ですが、事業者によっては、このルートにしたいと決め打ちで、有り得ないルートで複数案検討することがあります。検討しましたと、そう見えてしまいかねない例もあります。ルート選定の複数案の設定は非常に重要な考え方だと思います。

そうすると、やはり条例アセスの配慮書手続の導入と、それに合わせた技術指針の修正もしていく必要があるかと思います。知事意見1番に関連して意見とさせていただきます。



(坂本会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局 渡邊主査)

技術指針の修正等については、現段階では確定した話はできませんが、伊東委員から意見があったように、今の段階だと事業者に対して方法書、準備書段階で、どのような検討されてきたのかということは記載するよう求めているところですが、その部分についての指針への明記ということについて御意見をいただいたと認識いたしました。

(坂本会長)

確認ですが、事務局は具体的な案件についての審議が忙しくて、制度や技術指針に対する審議の時間が無いという理解でよろしいですか。

今までの意見を指針に反映することを、やっておいたほうが良いと思っていますが、事務局いかがですか。

(事務局 渡邊主査)

会議のほうから、そのような意見があったということで承りました。どのような対応ができるか検討させていただきます。

(坂本会長)

分かりました。

(伊東委員)

指針の改正から始めると、現状の方法書からの流れの指針になってしまう。本来であれば、他の自治体では条例で配慮書手続を設けていますので、山梨県でも配慮書を入れてから、指針の改正を合わせて見直すのが良いと思います。

(坂本会長)

分かりました。手続の導入が必要だというのは伊東委員の意見です。法律に配慮書手続が導入されたこともありますので。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊です。法律に配慮書手続が導入されたのは承知しております。法律と条例の事業で最も異なるのは、規模だと考えております。法律の場合、かなり大規模なものですので、その位置に関する配慮書手続を義務化してやる必要があって法改正が行われたと思っています。しかし、条例の事業規模はかなり小さいものからあることと、事業によっては、もうその場所しかできない、その場所があるからこそ、事業が始まるものもあると考えておまして、その辺りは少し検討が必要ではないかと思っています。

(伊東委員)

そういう意味では、配慮書手続を入れることで、かなり構想段階からの複数案の検討ができるメリットがあるので、計画の熟度が増していく中で、具体的な概略設

計から詳細設計に移って、事業計画がより熟度が上がっていくことに応じて、環境影響も、現地調査が進んで、その当初の複数案が本当にいいのかどうかというのを、方法書、準備書でもむことができるというメリットもあります。

山梨県は自然が非常に豊かですので、絶滅危惧種ですとか、自然生態系も非常に豊かな場所ということもあって、貴重種の議論が非常に活発になるということで、かなり早い段階から、そういう配慮ができるような仕組みにしたほうが良いと思っています。近隣の長野県も条例アセスで配慮書は入れています。山梨県は、入れてもいいのではかと個人的には思っています。

(坂本会長)

法律だと配慮書は、環境省でなく、国土交通省がやるのですか。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊です。基本的には環境影響評価法に規定されておりまして、事業に応じて、所管官庁が配慮書のやり方を示してしているということになります。

(坂本会長)

難しいところもありますが、事務局はできることがないか検討していただきたいと思います。

太陽光の条例では、そのようなことが入ったのですか。

(事務局 渡邊主査)

太陽光に関する条例は、別の課で所管しておりますが、太陽光パネルの設置と維持管理に関する規制条例を作りまして、10月から施行予定です。

(坂本会長)

複数案の検討を義務付けていますか。

(事務局 渡邊主査)

個別の許認可でありますので、林地開発許可と同様、設置に関する許可となります。

(坂本会長)

分かりました。

では、他の委員、いかがでしょうか。

(別宮委員)

緑化のところ、土に関しての記述が全くなかったもので、植物や動物だけでなく、土ができるまでの何千年もかかるので、一旦なくなってしまった土は、元に戻るまでに時間が掛かるので、生態系の保全という観点からも、表土や土壌の保全について、検討するように書いていただきたいです。

(坂本会長)

ありがとうございました。

田中委員、いかがでしょうか。

(田中委員)

今回の知事意見に関し、まず、知事意見がどのように生かされて、具体的な環境保全に結びつくのか、事務局から教えてもらいたいです。

(事務局 渡邊主査)

この知事意見は、事業者に伝えた後、事業者で検討されまして、評価書に見解と、それを踏まえて修正した事業計画、環境保全措置を書いております。その評価書については、条例の対象事業ですので、再度、県に提出されて、本審議会で審議することになります。

(田中委員)

先ほどの伊東委員の話と同様、配慮書手続の導入をしたほうが良いと思います。知事意見については事業計画のNo. 1意見で、これは生態系の意見としてルートの説明をしてくださいと言っています。これを事業計画と書いてしまうと、その後に個別に記載されている植物や動物、生態系などの話とリンクしないと意味がない。事業計画だけでなく、なぜこのルートが良くて、なぜこのルートがだめなのか、植物や動物、生態系、土壌や住民の意見といったものもあるかもしれない。そういったことを全部含めて整理して開示するということが、これが環境アセスメントのコアです。それが今整理されて掲載されていないので、やったほうが良いが、評価書でそれが出てきてどうなるのかというところがあります。

ここでは、知事意見が複数案の説明をしてくださいという中に、それは、生態系や動物植物、水系、防災、土砂流出など、いろいろなことを含めた上でのルート選定の説明をしてくださいという意味ですから。植物、動物、生態系と違うところに記載されると、別の説明で終わってしまうと危惧したので、あえてコメントしました。

(坂本会長)

事務局、いかがでしょうか。昔は、知事意見の構成として、全体意見というのがありましたよね。

(事務局 渡邊主査)

知事意見1番は、全体を通しての意見です。田中委員が仰られた動植物、生態系の部分は、すべて環境影響という言葉の中に入っていると考えております。環境に対する影響がどういうものかということ整理して書いてほしいという意味です。

これまで、全体的事項と個別的事項という項目でまとめておりました。今回、全体的事項はこの一つの項目のみであることと、事業計画という項目で言い表されると考えました。ただ、委員の方から誤解を生むような形の表現になってしまうのであれば、全体的事項として書くほうが良いのかなと今、考えております。

(坂本会長)

分かりました。

それでは、高木委員、いかがでしょうか。

(高木委員)

特に意見はございませんが、議論の全体の進め方について、的確な時期に、的確な資料が出てきて、スムーズに議論が進めば良いと思いました。

(坂本会長)

全体として、やり方や指導のあり方も含めて、様々な意見が出ましたので、御検討いただきたいと思います。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊です。

後藤委員が退出されていますが、意見をいただきましたので報告いたします。

事業計画に関する部分で、大小の斜面崩壊の履歴が多くあるので、鉄塔の位置は安定性、土砂流出等を考慮する必要があるとのことでした。

(坂本会長)

この意見について、1番に入れるのか、別の項目を立てますか。

(事務局 渡邊主査)

検討させていただきます。

(坂本会長)

他の方、御意見いかがでしょうか。特にないようでしたら終わりにいたします。では、意見が出尽くしたようなので、以上で、意見交換を終了したいと思います。

本案件については、今回の審議会が最後になります。準備書に対する知事意見の素案につきましては、本日の時点で大枠として御了解いただけたものとさせていただきます。この件につきましては、集まって審議するのは今回が最終となりますので、通例となりますが、今後については会長に御一任願えますでしょうか。

～異議なし～

(坂本会長)

ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。本件につきましては以上です。

以上をもちまして、本日の議事をすべて終了いたします。

(事務局 今井総括課長補佐)

委員の皆様におかれましては、議事進行に御協力いただき、ありがとうございます。坂本会長には、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

次第3のその他ですが、何かございますでしょうか。

それでは、これをもちまして山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。御審議、ありがとうございました。